

1. 制度の概要

【制度概要】

御家庭の教育費負担軽減を図るための、国による授業料支援の仕組みです。全国の約8割の生徒が利用しています。

【受給資格】

高校等（高専、高等専修学校等を含む）に在学する、**日本国内に住所を有する方**が対象です。

ただし、**次のいずれかに該当する方は対象となりません。**

- ・保護者等の**道府県民税所得割と市町村民税所得割の合算額が、50万7,000円以上**の方（年収目安約910万円以上の方）
- ・高校等（修業年限が3年未満のものを除く）を卒業又は修了した方
- ・高校等に在学した期間が通算して36月（定時制・通信制等の場合は別途算定）を超えた方

2. 受給資格の認定

就学支援金の認定を受けるためには、申請が必要です。

<就学支援金の認定を受けない場合、授業料が徴収されます。>

(1) 申請手続（入学時）

入学時等に学校から案内があるので、必ず申請書類を学校に提出してください。

提出された書類をもとに都道府県が受給資格の認定を行います。

(2) 届出手続（毎年6月～7月頃）

※継続して受給するためには必須です。

進学先の高校等で届出手続きについての連絡がありますので、必ず届出手続きを行ってください。

※申請書に虚偽の記載をして提出し、就学支援金の支給をさせた場合は、刑罰に処されることなどがあります。

3. 支給額

支給額は、以下のとおりです。

(1) 公立学校に通う生徒：

公立高校授業料相当額（年額11万8,800円）

国公立高校は授業料負担が実質0円になります。

(2) 私立学校等に通う生徒：

右図のとおり、所得に応じ支給額は変わります。

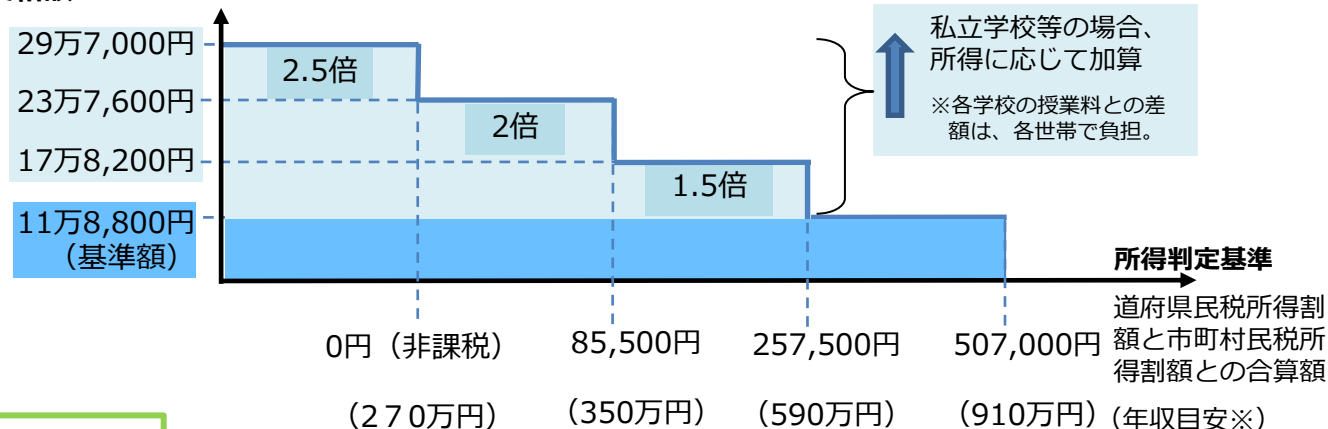
※ 所得の判定基準は、道府県民税所得割と市町村民税所得割の合算額です。

右図の「年収目安」は、両親・高校生・中学生の4人家族で、両親の一方が働いている場合の目安であり、家族の人数や年齢、働いている人の人数等で、実際に対象となる年収は変わるのでご注意ください。

全日制高校の場合の支給額

※定時制・通信制の場合、支給額が異なります。

支給額



具体的な手続などについては裏面をご覧ください→

受給者全員 必要です！

4. 申請

入学時等に学校から案内がありますので、申請を行って下さい。
申請された月から支給開始となるので、遅れないよう注意してください。

申請には、以下の書類が必要となります。

【主な必要書類】

- ①申請書
- ②保護者等の住民税所得割額が確認できる書類
(例：「課税証明書」や「特別徴収税額の決定・変更通知書」など)

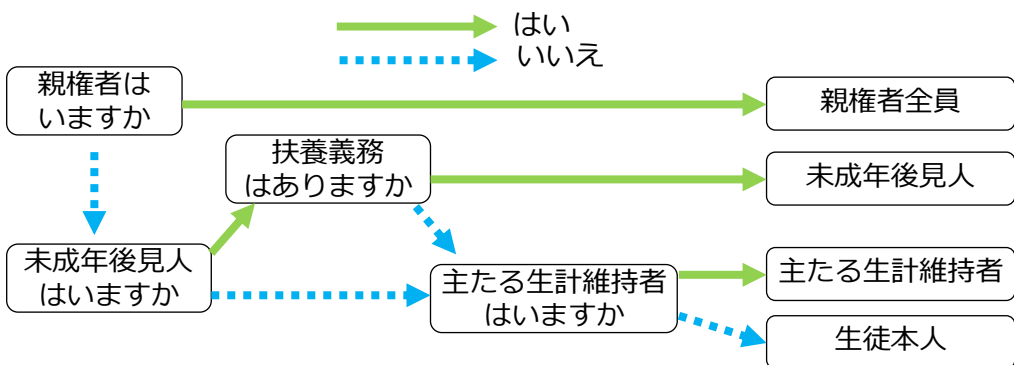
※詳しくは、入学した学校からの案内に沿って期日までに必要書類を提出してください。

※必要に応じてその他の書類の提出を依頼する場合があります。

(注意事項)

- ・**税の申告をしていない方は必ず事前に申告をしておいてください。**
- ・②は原則、**親権者全員分(例：親権者が両親ならば2名分)**が必要です。
詳細は下図をご覧ください。

誰の書類提出が必要か？



※下記の例の場合など、書類の提出が困難と認められる場合は、上図と異なる場合があります。

提出が困難な場合や、締切に間に合わない可能性のある場合は、まず入学した高校等にご相談ください。

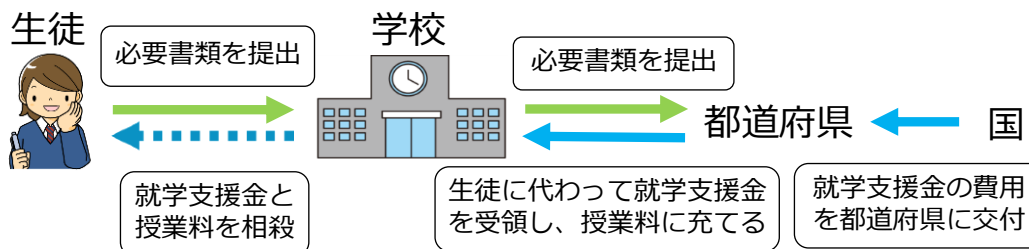
(提出が困難と考えられる場合の例)

- ・ドメスティック・バイオレンスなどの理由により接触が困難な場合
- ・海外に在住しており、住民税が課されていない場合 等

5. 就学支援金の支給方法

就学支援金は、学校設置者（都道府県、学校法人等）が生徒本人に代わって受け取り、授業料に充てます。**生徒や保護者が直接受け取るものではありません。**

国公立高校は授業料負担が実質0円になります。
私立高校等の場合、授業料と就学支援金との差額は、御負担いただく必要があります。詳細については、学校へお問い合わせ下さい。



6. その他の支援制度

① 高校生等奨学給付金 **(返済不要)**

授業料以外の教育費（教科書費・教材費など）の負担を軽減する制度です。

※受給資格や申請方法は、入学した学校からの案内がありますので、申請される場合は案内に沿って必要書類を提出してください。

※**県外の学校へ通われる場合**、高校生等奨学給付金を受給するためには、**保護者がお住まいの都道府県への申請が必要**です。

② 高等学校奨学資金 **(卒業後に返済が必要です)**

勉学意欲がありながら経済的な理由により修学が困難な者に対して奨学資金を貸与する制度です。

※受給資格や申請方法は、入学した学校からの案内がありますので、申請される場合は案内に沿って必要書類を提出してください。

高等学校等就学支援金制度にかかる問合せ先

- 〈公立担当〉 兵庫県教育委員会事務局 財務課 学校経理・整備班(就学支援担当)
TEL:078(341)7711(内線:5636)
- 〈私立担当〉 兵庫県企画県民部管理局 私学教育課 私学教育班
TEL:078(341)7711(内線:2522)